

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
1	3	第1章	1-1	1-1-3	-	図1.2	<本施設供用時>における本処理場の汚泥処理概要図が図示されています。脱水機棟3の脱水機に関して、「増設・改造」と記載があります。滋賀県殿の御発注工事において、要求水準書(案)P29 図1.11に記載の新3号炉供給汚泥性状を遵守すべく、汚泥搬送等を考慮した上で、脱水機の機種選定を実施されるものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第1章	1-1	1-1-3	図1.4	燃料化施設概要図	図1.4 燃料化施設(実施設計・建設工事、維持管理・運営)概要図において、管理棟(中央監視室)と燃料化施設において「監視」と記載があります。これは既設2号焼却炉等の他施設同様に、給電元の電気棟高圧盤の「電力監視」と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。図1.4を修正します。
3	7	第1章	1-1	1-1-3		契約関係イメージ図	契約関係イメージ図について、「図5」ではなく「図1.5」が正と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第1章	1-1	1-1-3		契約関係イメージ図 ※4	「・・・燃料化物売買契約は、県と企業グループを構成するいずれかの企業と締結する。」との記載がございますが、甲型JVで維持管理を実施する場合には、燃料化物売買契約の事業者側の契約締結者を、甲型JVではなく、甲型JV構成員のうち1社または複数社(例えば、甲型JVを4社で組成し、うち1社または2社が燃料化物売買契約者となる)とすることは認められますでしょうか。	認められません。
5	7	第1章	1-1	1-1-3		図5 契約関係イメージ図 ※5	「設計・建設工事受注者(単体またはJV代表者)は、維持管理者(単体またはJV)もしくはSPCの構成員とする。」との記載が正かと理解しますが、よろしいでしょうか。	「維持管理者(単体またはJV代表者)の場合は、設計・建設工事受注者(単体またはJV代表者)が行うこと。また、SPCを設立する場合は設計・建設工事受注者(単体またはJV代表者)はSPCに出資することと考えます。
6	10	第1章	1-2	1-2-1	図1.7	接地極埋設	図1.7の焼却炉棟2(現2号炉)西側に接地極が埋設されていると考えます。燃料化施設を建設する際に、当該接地極が干渉する場合は、事業者の責で、接地極の盛替え等を実施すると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正の上、図面を追加します。
7	11 12	第1章	1-2	1-2-1		図1.8 事業用地及び工事ヤード 図1.9 湖南中部浄化センター航空写真	工事ヤードにつき、現状指定されている用地以外にも、滋賀県様の他事業等に支障のない範囲で、本処理場内にてお借りすることを協議させていただくことは可能でしょうか。	原則要求水準書通りとお考え下さい。 工事期間が長期に渡ることから、維持管理動線を確保したうえで、他並行工事・既存維持管理業務に支障のない範囲で工事ヤード等について協議するものとします。
8	13	第1章	1-2	1-2-3	-	事業実施場所の規制等	浸水想定区域想定水位について ※1 淀川水系琵琶湖 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 滋賀県HPを確認し、本案件の建設予定地での浸水有無及び浸水水位との関連を検討した上で浸水対策の実施可否も含めて事業者提案になると理解しますが、よろしいでしょうか。	公告時点の公表水位に従い、必要な浸水対策を実施すること。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
9	13	第1章	1-2	1-2-3	-	事業実施場所の規制等	『※2※3は要求水準書作成時に施工されている法令及び条例によるものであり参考程度とする。事業者は、施工時に施工される法令及び条例を準拠し、確認の上必要な場合は、許可申請及び届出を行うこと。』と記載あります。施工時に施行される法令及び条例が要求水準書作成時から大幅に変更となり費用が増大した場合は、協議に応じていただけると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	14	第1章	1-3	1-3-1	(11)	用語の定義 【湖南中部浄化センター維持管理者】	既設施設の下記維持管理業務について、現状の受託業者及び受託期間を御教示願います。 ・琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 ・琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務	・琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 受託者：日本メンテナンスエンジニアリング(株) 受託期間：令和2年4月～令和5年3月  ・琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務 受託者：(株)神鋼環境ソリューション 受託期間：令和3年4月～令和6年3月
11	14	第1章	1-3	1-3-1	(13)	用語の定義 【代表企業】	代表企業の用語定義として、維持管理者（単体またはJV代表者）、もしくは特別目的会社を設立する場合に、特別目的会社への出資比率が最も高いものをいうと記載あります。本事業は、設計、建設、維持管理・運営、燃料化物の有効利用までが事業範囲と考えます。有効利用先のニーズに合致した燃料化物の安定製造等が必須のため、建設におけるプラント機械メーカーが本事業全体の代表企業を担うべきと考えます。代表企業の用語定義について、御再考願います。	検討します
12	14	第1章	1-3	1-3-1		(13)代表企業	代表企業の定義について、以下のとおり変更いただきたくお願いいたします。	検討します。
13	15	第1章	1-3	1-3-1	(39)	用語の定義 【不可抗力】	不可抗力について、「…その他自然的または人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。…」とされていますが、「通常の見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	15	第1章	1-3	1-3-1		用語の定義 不可抗力	新型コロナウイルス等の感染症は、令和3年9月30日付で国土交通省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」に沿って、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力の定義に「疫病」を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
15	16	第1章	1-3	1-3-2	(2)	事業者による許認可・届出	『県が行う社会資本整備総合交付金申請に係る諸手続に関して、事業者は申請図書を作成補助その他必要な協力を行う。』とありますが作成補助その他必要な協力は具体的にどのような内容か御教示願います。また、協力が必要な時期もあわせて御教示願います。	受注後の協議によります。
16	17	第1章	1-3	1-3-4	(1)	業務範囲	維持管理事業者の業務範囲に「7）事業場所の清掃・整備」とありますが、「事業場所」とはP.10 図1.7に示す燃料化施設建設用地の中で、実際に燃料化施設を建設した場所と理解しますが、よろしいでしょうか。	燃料化物の搬出において、燃料化施設外の清掃が必要となった場合は本業務にて行うものと考えます。 要求水準書等、修正します。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
17	17	第1章	1-3	1-3-4	(1)	7)事業場所の清掃・整備	対象範囲は、本事業用地のうち燃料化施設用地内で事業者が施工したものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	燃料化物の搬出において、燃料化施設外の清掃が必要となった場合は本業務にて行うものと考えます。要求水準書等、修正します。
18	20	第1章	1-3	1-3-7	-	関係法令の遵守	関係法令等に関し、既に監督官庁・自治体等と協議を実施している項目があれば御教示願います。	騒音規制法、振動規制法、自然公園法、県・草津市公害防止対策条例および関係法令について、事前確認を行っております。1-2-3、1-6を参照ください。
19	21	第1章	1-3	1-3-8	-	基準および仕様	「関係基準および使用等は最新版を使用すること」とありますが、最新とは要求水準書交付時点と理解しますが、よろしいでしょうか。	入札公告時とします。
20	26	第1章	1-4	1-4-2	-	消化ガスの性状及び量	基本協定書案P17において、「消化ガスの質または量の変動のリスク」は、滋賀県殿リスクとなっています。消化ガスの性状(メタン濃度、組成等)、発生量(各年度毎等)について御教示願います。	検討します。
21	33	第1章	1-5	1-5-3	(3)	施工範囲	受変電設備増設とは電気棟高圧盤の機能増設を意味し、既設監視システムの機能増設は「電力監視」と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	37	第1章	1-5	1-5-9		都市ガス	「消化ガスを優先的に使用」との記載がございますが、消化ガス量については「別紙5 消化実験結果」のみで、発生量、メタン濃度、組成に関する情報がございません。設備仕様や維持管理費の算出に影響があり、各社の条件にばらつきが出る場合に正確な評価がなされない懸念がございますので、ご教示いただきたく願います。	検討します。
23	42	第1章	1-6	1-6-4	-	悪臭防止法に基づく臭気指数規制	気体排出口の基準値について”排出口ごとに算定する臭気指数”とありますが、臭気指数2号基準算定ソフト(においシミュレーター)【環境省ホームページ】による算定と理解しますが、よろしいでしょうか。	ソフトを使用することに問題ありません。
24	43	第2章	2-1	2-1-3	(1)	基本設計	『事業者は、契約締結後すみやかに、技術提案書を基に設計・施工内容に関する事業団の確認を受ける。また、確認に結果を反映した基本設計図書を事業団に提出すること。』と記載あります。基本設計図書とは具体的に何を指すか御教示願います。	業務委託一般仕様書、業務委託特記仕様書(ともに日本下水道事業団)を参照ください。
25	43	第2章	2-1	2-1-3	(2)	詳細設計	『事業者は、基本設計図書を事業団に提出し確認を受けた後、本施設の実施設計に取りかかること。実施設計図書は、入札説明書等に定める期限までに提出し事業団の完成検査を受けること』と記載あります。完成検査を受ける必要のある具体的な実施設計図書を御教示願います。	業務委託一般仕様書、業務委託特記仕様書(ともに日本下水道事業団)を参照ください。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
26	44	第2章	2-1	2-1-3	(5)	設計に関する一般事項	『設計担当者・照査技術者を配置すること。』とありますが設計担当者・照査技術者に必要な資格を御教示願います。	設計担当者および照査技術者に求める資格は以下のとおり <b>【土木工事】</b> 技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士、監理技術者資格者証（土）のいずれかを有すること <b>【建築工事】</b> 1級建築士の資格を有すること <b>【機械設備工事】</b> 機械器具設置工事または水道施設工事業に準じる学科を収めていること、又は監理技術者資格者証（機）を有すること <b>【電気設備工事】</b> 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有すること。を想定しております。詳細は入札説明書に示します。
27	44	第2章	2-1	2-1-3	(5)	設計に関する一般事項	設計期間中の有資格者の配置について、管理技術者、設計担当技術者、照査技術者の3名が求められておりますが、いずれも非専任と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	46	第2章	2-1	2-1-4	(7)	作業日および作業時間	「3）状況によって事業団の指示により、作業日時を変更する場合があります。」と記載あります。当該指示により、工期に影響を及ぼす場合、必要と認められる契約変更（工期及び請負代金等）を実施して頂けると理解しますが、よろしいでしょうか。	事象が生じた際に、協議とします。
29	46	第2章	2-1	2-1-4	(10)	材料および機器	耐候性(耐塩性)とありますが、本処理場は非塩害地域のため、既設2号焼却炉等の他施設同様に、塩害対策不要という理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	46	第2章	2-1	2-1-4	(10)	材料および機器	耐候性(耐塩性)とございますが、塩害リスクを想定されているのでしょうか。	塩害リスクは想定しておりません。
31	46	第2章	2-1	2-1-4	(12)	火災保険等	工事目的物や工事材料等に付保する保険は、一般的に工事保険と理解しておりますが、火災保険同様、財物(工事中であれば、工事目的物等)の損害をカバーする保険を付保することが求められていると理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	49	第2章	2-2	2-2-1	(7)	対象施設の安全対策	「⑦予備機等、バックアップを考慮すること」とありますが、予備機・バックアップの考え方については、事業者提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	52	第2章	2-2	2-2-2	(1)	2) 消化槽	「②容量：計画汚泥量（日最大）に対して消化方式に応じた消化日数を見込んだ容量とする」と記載あります。要求水準書P26の「1-4-3 計画処理能力（1）消化施設（P.26）」において、「計画汚泥量に対し、応募者が提案する消化方式に応じた適正な消化日数を確保した容量とすること。」と記載があります。消化槽容量の設定は、「1-4-3 計画処理能力（1）消化施設」で記載された処理能力の設定方法が正と理解しますが、よろしいでしょうか。	同じ内容と理解しております。 両方を満たすものとなります。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
34	53	第2章	2-2	2-2-2	(1)	2) 消化槽	「⑩ソ 対象汚泥に対し、50%以上の消化率で消化を行い、投入汚泥有機物量あたりの消化ガス発生量は600Nm <sup>3</sup> /t-VS以上とする。」とありますが、基本協定書(案)P.17 維持管理・運営リスクのNo.42の「県から維持管理に提供される消化ガス、脱水汚泥の質または量の変更による事業者の経費が増加」のリスクが県様と記載がありますので、消化対象汚泥の性状変動等を考慮し、要求水準参考値として理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	53	第2章	2-2	2-2-2	(1)	2) ⑩ソ 消化ガス発生量	滋賀県様より供給される消化ガス量は、本項に記載の内容を要求水準値とすると理解し、本内容をもとに維持管理算出等を行います。よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	54	第2章	2-2	2-2-2	(1)	4) 加温設備 ④ 設置場所	「新設建屋内」とございますが、弊社の実績他施設では、本事業同様、燃料化施設からの排熱を消化槽加温用に使用しており、加温設備一式を屋外に設置しており、安全性の問題もなく、維持管理性がよいというメリットがある一方で、建屋内設置とした場合の事業費の高止まりを懸念しております。事業者の任意提案としていただきたく、ご検討のほどよろしくお願いいたします。	検討します。
37	54	第2章	2-2	2-2-2	(1)	6) ガス貯留設備 ① 形式	消化施設について、ガス貯留設備を除き、全て形式は「任意」と記載があり、事業者提案となっております。維持管理性を十分に考慮した上で、事業者の保有するノウハウを最大限発揮し、LCCを最適化するため、ガス貯留設備についても形式を「任意」とし、事業者が提案できるよう変更いただきたく、ご検討をお願いいたします。	検討します。
38	56	第2章	2-2	2-2-2	10) ⑦	配管設備	「配管架台は将来利用の有無・強度が確認できる場合は、～ただし、建築壁に架台を設けないものとする」と記載あります。建屋の更新に伴う配管盛替え等の将来計画時の取り回しが容易になる等の利点がある場合は、既設建築物への強度確認を行った上で、柱、梁、床等に架台を設けることは可能と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	58	第2章	2-2	2-2-2	(2)	1) 汚泥貯留・供給設備	「緊急時の脱水ケーキの搬出ルートを確認すること。」とありますが、次項の「2) 汚泥燃料化設備」への供給に対する内容でしょうか。また、設備構成や容量、搬出方法等は事業者提案と理解しますが、よろしいでしょうか。	供給される汚泥量に対し搬出可能な容量とします。設備構成や容量、搬出方法等は任意とします。
40	60	第2章	2-2	2-2-2	(2)	5) 脱臭設備	「周辺からの苦情が出ないような対策」とは、装置出口で悪臭防止法規制基準の悪臭物質濃度を満足することと解釈しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	61	第2章	2-2	2-2-2	(3)	ケーキ貯留槽(既設・増設)	「現2号炉と燃料化施設は定期修繕時期を重複しないように計画すること。」との記載がございます。過去5年程度の現2号炉の定修時期ならびに稼働状況(稼働日数)のわかる資料を開示いただきたくお願いいたします。	検討します。
42	63	第2章	2-2	2-2-3	(1)	4) 運転操作設備	「①制御盤方式 コントロールセンタ、補助継電器盤方式とする。」と記載あります。日本下水道事業団様の仕様として認められている「動力制御盤方式」も採用を認めて頂くよう御再考願います。	ご意見として承ります。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
43	63	第2章	2-2	2-2-3	(1)	4) 運転操作設備 ①制御盤方式	動力制御盤方式を採用させていただきたくお願いいたします。弊社の他燃料化施設(事業団様がアドバイザーとして参画されている案件を含む)では動力制御盤方式を採用しており、適切な維持管理を行うことで、特段トラブルなく運転しております。LCC最適化のため、燃料化施設だけでなく、消化施設についても動力制御盤方式の採用をご検討願います。	ご意見として承ります。
44	65	第2章	2-2	2-2-3	(2)	燃料化施設	図2.4 電気設備工事範囲において、管理棟(中央監視室)と燃料化施設において「監視」と記載あります。これは既設2号焼却炉等の他施設同様に、給電元の電気棟高压盤の「電力監視」と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。図2.4を修正します。
45	68	第2章	2-2	2-2-4	(1)	一般事項	「7)撤去工事時に想定していない土木構造物を確認した場合、当該施設の使用用途等について事業団に確認し、不要と判断されたものについては撤去とすること」と記載あります。撤去費用および工期(工程)についても要求水準書に含まないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	事象が生じた際に、協議とします。
46	68	第2章	2-2	2-2-4	(1)	7) 撤去工事時に発見された土木構造物	「想定してない土木構造物」の撤去となりますので、撤去にかかる費用ならびに撤去期間は、設計変更となると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	70	第2章	2-2	2-2-4	(2) 2)	土木構造物	消化施設建設用地近傍のバイパス管について、バイパス管の埋設部分については施工時に敷鉄板を設置し、養生することと記載あります。建設時の施工性を考慮し超高度処理施設の南側道路を工事用動線として使用し、バイパス管理設部分の超高度処理施設の北側道路を工事用動線として使用しない場合は、施工時の敷き鉄板での養生は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	70	第2章	2-2	2-2-4	(3) 2)	土工	土壌汚染対策法に基づく調査により土壌汚染の恐れがあると認められ、要措置区域(汚染の除去等の措置が必要な区域)に指定された場合、汚染除去等計画を作成して事業団と協議の上、計画に従った汚染等の措置を実施する事。なお、調査は事業団が行い、調査及び除染にかかる費用は要求水準に含まないものとするとありますが、工期(工程)についても要求水準に含まないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	事象が生じた際に、協議とします。
49	70	第2章	2-2	2-2-4	(3)	2) 土壌汚染調査	事業団様による調査は、本事業開始前に行われますでしょうか。	地歴調査の結果から、公告時にお示しします。
50	70	第2章	2-2	2-2-4	(3)	2) 土壌汚染調査	事業団様による調査の結果、除染が必要となった場合には、費用だけでなく、除染にかかる期間が本事業の工程に影響します。よって、なお書き以下を以下のとおり変更いただきたくお願いします。 「なお、調査は事業団が行い、調査及び除染にかかる費用 <b>及び工程</b> は、要求水準に含まないものとする。」	事象が生じた際に、協議とします。
51	71	第2章	2-2	2-2-4	(4) 4)	仮設	掘削により地下水が出た場合は、関係法令に基づき、側溝等の雨水排水施設へ排水することとありますが、現状の地下水の水質について、御教示願います。	地下水の水質データは保有しておりません。雨水側溝の排出口であっても水濁法等の排水規制がかかりますので、十分に留意してください。
52	72	第2章	2-2	2-2-5	(1) 2) ①	補機棟	燃料化施設の補機棟、運転員諸室について、仕様等は事業者提案と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
53	72	第2章	2-2	2-2-5	(1)2)②	目隠し壁	燃料化施設の目隠し壁については、設置範囲や仕様等は関係条例等を遵守した上で、事業者提案と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	76	第2章	2-2	2-2-7	(2)	1) 電灯設備 ④ 照明器具 ウ	レイアウトによっては非常照明が不要となる場合もあるため、「建築基準法に従い」ではなく、「建築基準法で必要な場合は」に変更いただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
55	78	第2章	2-2	2-2-7	(2)5)①ア	構内交換設備	基板等機能増設の要否を検討するため、既設構内交換設備の仕様情報について御教示願います。	検討します。
56	78, 79	第2章	2-2	2-2-7	(2)6)①ア	拡声設備(一般)	基板等機能増設の要否を検討するため、既設構内交換設備の仕様情報について御教示願います。	検討します。
57	78	第2章	2-2	2-2-7	(2)	6) 拡声設備(一般)	作業員は携帯電話やタブレットなどの携帯を想定しており、緊急時等にも一斉に通知を行うことができるため、拡声設備と同様の効果があると理解しています。よって、拡声設備につきましては、「必要に応じて事業者提案」としていただけないでしょうか。	検討します。
58	79	第2章	2-2	2-2-7	(2)7)②	自動火災報知設備	既設受信機を使用し、棟別一括警報を表示すると記載あります。既設受信機の状況(予備窓の有無等)より、事業者提案で改造等を実施すると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	79	第2章	2-2	2-2-7	(2)	7)自動火災報知設備	消防法に基づき、設備仕様により不要となる場合があるため、「消防法により必要な場合に設置」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
60	79	第2章	2-2	2-2-7	(2)	8)雷保護設備	雷保護設備につき、建築基準法では20mを越える建屋に設置となるため、「建築基準法により必要な場合に設置」としていただけないでしょうか。	要求水準書の通り。 危険物法での設置基準もありますので留意してください。
61	80	第2章	2-2	2-2-8	-	既存施設の撤去に関する要求水準	撤去に関して、事業者の処分範囲は下記と理解しますが、よろしいでしょうか。 事業者処分：コンクリートガラ、鉄筋、照明器具、太陽光パネル また、有価物である「鉄骨、架台、機器(タンク、電動機等)、配管、電線管、ラック、ケーブル、電気品(盤、計装機器類)」は、場内指定場所への移動と理解しますが、よろしいでしょうか。	事業者処分品の対象は、状況に応じた判断となります。 有価物への対応はご理解の通りです。
62	80	第2章	2-2	2-2-8	②	撤去範囲	太陽光発電設備の撤去につき、跡地の利用予定はございますでしょうか。 P81 2-2-8 ⑨場内整備計画にも影響しますので、ご教示ください。	太陽光発電施設の基礎については、全て撤去願います。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
63	80	第2章	2-2	2-2-8	②	撤去範囲	撤去範囲につき、新設設備建設予定地の基礎については、事業者が新設する消化施設または燃料化施設において流用または新設する設備に支障がない場合に、残置することも可能でしょうか。また太陽光発電設備の基礎について、基礎まで撤去した場合に、整地や定期的な除草作業などの維持管理の手間が増えることとなりますので、滋賀県様、事業団様と協議の上、残置することも可能でしょうか。	太陽光発電施設の基礎については、全て撤去願います。工事期間中の除草については、現場管理の範囲と考えます。工事期間中、防草シートを敷設していただくことは可能です。
64	80	第2章	2-2	2-2-8	②	撤去範囲	なお書き以下に、「杭の撤去費用は要求水準に含まないものとする。」との記載がございます。杭の撤去に伴う工期についても要求水準に含まないものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	81	第2章	2-2	2-2-8	-	既存施設の撤去に関する要求水準	「④PCB含有の有無について調査を行い、含有が認められた場合はPCB特別措置法に準じ適正な保管及び処分を行うこと」と記載あります。次項の⑤と⑥と同様に、PCBの有無が確認された場合、処分に係る費用および工期（工程）についても要求水準書に含まないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	事象が生じた際に、協議とします。
66	81	第2章	2-2	2-2-8	⑨	既存施設の撤去に関する要求水準	「⑨太陽光発電設備の撤去後は場内整備計画を立案し、事業団の承諾を得てから場内整備を行うこと」と記載あります。場内整備計画は事業者の提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	81	第2章	2-2	2-2-8	④	PCB	「PCBの含有の有無について調査を行い、含有が認められた場合はPCB特別措置法に準じ適正な保管及び処分を行うこと。」との記載がございますが、PCB含有が確認された場合に、それに伴い発生する追加費用と工期変更が必要となる場合には、設計変更いただけると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	事象が生じた際に、協議とします。
68	81	第2章	2-2	2-2-8	⑤	石綿	なお書き以下に、「除去費用は要求水準に含まないものとする。」との記載がございます。石綿の除去に伴う工期についても要求水準に含まないものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
69	88	第3章	3-1	3-1-4	-	維持管理・運営におけるユーティリティ条件	「電力、上水等は県が有償提供する。」と記載あります。“等”に含まれると想定されているものについて、御教示願います。	特に想定はありません。
70	90	第3章	3-2	3-2-1	(7) 3)	計量に関する業務	燃料化物の製造量及び搬出量の計量時に滋賀県殿の立会いは不要と理解しますが、よろしいでしょうか。また燃料化物の搬出時においても、県の立会いは不要と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	94	第3章	3-1	3-1-5	(13)	その他業務	本事業は、滋賀県様にとって初の消化導入ということもあり、消化の運転を担当する既設維持管理者や、共同で脱水汚泥処理を行う現2号炉の維持管理者との連携が重要になると理解しております。定例会議においては、滋賀県様ならびに既設維持管理者と本事業の事業者が参加すると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	98	第4章	4-2	4-2-2		県の試験研究等への協力	「本施設にて製造した燃料化物の一部については、県において緑農地利用等に関する試験研究を行う可能性がある」との記載がございますが、こちらの試験研究に係る燃料化物の搬出費用等については、滋賀県様にてご負担いただけるの理解でよろしいでしょうか。	事業が生じた際に、協議とします。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
73	別紙1-2	別紙1	-	-	-	撤去範囲	別紙13に記載のとおり、放流棟3電気室及びB2Fも撤去範囲と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	別紙1-5	別紙1	-	-	-	撤去範囲	太陽光パネルについて、パネル、パネル架台、ケーブル、ラック、電線管、盤等を撤去し、コンクリート基礎は残置を計画しております。基礎を残置した場合、太陽光パネル跡地の清掃、除草等の追加業務が発生しない等の維持管理メリットが見込めます。したがって、基礎の残置について、認めて頂くよう御再考願います。	太陽光発電施設の基礎については、全て撤去願います。工事期間中の除草については、現場管理の範囲と考えます。工事期間中、防草シートを敷設していただくことは可能です。
75	別紙2					濃縮汚泥量・脱水汚泥量	過去2年(2020年度、2021年度または2019年度)の濃縮汚泥量、脱水汚泥量の日別発生量を確認させていただきたく、公告の際に掲載いただくか、別途資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	検討します。
76	別紙7-6	別紙7	-	-	-	処理水ポンプ取合	要求水準書(案)P.35 1-5-6 処理水(砂ろ過水)において、注釈(※)で「処理水ポンプ(燃料化施設用)は既設取水ポンプ(超高度処理実験施設用)を撤去し、空きスペースに設置する。」と記載あります。別紙7-6に記載内容が異なるため、要求水準書(案)原文に記載内容を正と理解しますが、よろしいでしょうか。	修正します。
77	別紙11-1					リスク分担表 No.10	法規・条例等の環境基準を満たしているにも関わらず、万が一過剰な要求や反対を受けるような問題に関しては、当該項目にある環境対策事象を超えて、事業実施そのものにかかわる問題と考えて、県様もしくは事業団様の負担となると考えてよろしいでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
78	別紙11-2					リスク分担表 No.15-17	設計・建設期間中、維持管理運転期間中、いずれも県様もしくは事業団様と、事業者との間で協議の上決定との記載となっておりますが、実際には工事請負契約書並びに維持管理運営業務委託契約書に規定される物価変動の際の金額改訂が適用されるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
79	別紙11-2					リスク分担表 No.16-17	本事業において、特に維持管理運転期間については、20年間の長期に渡って事業者が大きなリスクを背負って実施していくこととなりますので、そのリスクに対して過度なリスク対策費用を計上することで、維持管理費の増大につながり、ライフサイクルコストの悪化につながると思料いたします。事業費の高止まりを防ぐため、滋賀県様側にてリスク負担いただきたく、ご検討のほどよろしく願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
80	別紙11-2					リスク分担表 No.18	「燃料化物の販売価格の変動」とは、維持管理事業者が県様から燃料化物の買取を行う価格ではなく、維持管理事業者が有効利用先に燃料化物を販売する際の販売価格を指しているのでしょうか。前者である場合には、上記の質問と同趣旨で、一定の範囲ないを事業者、一定の範囲外を県様にて負担していただくことが従来の燃料化事業を鑑みても一般的かと存じます。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
81	別紙11-2					リスク分担表 No.25	不可抗力について、県様が主負担、事業者は従負担となっておりますが、内容については別途契約する工事請負契約書並びに維持管理・運営契約書の不可抗力規定に従うものと理解してよろしいでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
82	別紙11-3	設計	設計リスク	調査	31	調査	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
83	別紙11-3	設計	設計リスク	設計	32	設計	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
84	別紙11-3	設計	設計リスク	設計変更	34	設計変更	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
85	別紙11-3	施工	施工リスク	工事完了の遅延	36	工事完了の遅延	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
86	別紙11-3	施工	施工リスク	工事の増大	39	工事の増大	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
87	別紙11-3	施工	施工リスク	工事の増大	40	工事の増大	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
88	別紙11-3					リスク分担表 No. 31	追加調査により埋設物撤去や、汚染対策等が必要となった場合における追加費用について、県様または事業団様と事業者側の間で協議の上、決定との記載がございますが、要求水準書P.71 2-2-8 既存施設の撤去に関する要求水準においては、「杭の撤去費用や石綿の除去費用は含まない」ものとするとの記載がございます。リスク分担表No. 31は事業者に◇がつかないのではと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
89	別紙11-3					リスク分担表 No. 32	リスクの内容が「県または事業団が提示した与条件の不備による追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 32は事業者に◇がつかないとして理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
90	別紙11-3					リスク分担表 No. 34	リスクの内容が「県または事業団の指示により設計変更が生じた場合の追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 34は事業者に◇がつかないとして理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
91	別紙11-3					リスク分担表 No. 36	リスクの内容が「県または事業団の帰責事由により契約期日までに可能な場合の追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 36は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。

要求水準書に関する質疑回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
92	別紙11-3					リスク分担表 No. 39	リスクの内容が「県または事業団の指示による建設費の増加」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 39は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしております。
93	別紙11-3					リスク分担表 No. 40	リスクの内容が「当初想定していなかった廃棄物が確認された場合における建設費の増加」であり、事業者が要求水準書上、知りえなかった情報につき、費用負担を行うことは片務的かと存じます。No. 40は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしております。
94	別紙11-4					リスク分担表 No. 49	脱水汚泥の供給は要求水準書P13 1-3-5に記載のとおり、県様の業務範囲であり、要求水準書に記載の汚泥性状を逸脱した場合には、県様がリスク負担すべきと存じます。No. 49は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしております。
95	別紙12-19	別紙1 2	-	-	-	システム構成図	消化設備用コントローラと取合い計画とされる「脱水機SQC (3LP01)」と記載あります。滋賀県殿発注の別途工事（脱水設備増設等）で、変更となる可能性があるか御教示願います。	ご質疑のとおり変更の可能性はあります。